

**行田市障がい者差別解消推進条例（案）**  
**～共生社会づくり条例～**  
**体系図**

**【参考資料】**

**前文**

私たちのまち行田市は、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定する。

<b>第 1 章 総則</b>	<b>第 2 章 障がいを理由とする差別の禁止等</b>			
<p>第 1 条（目的）</p> <p>第 2 条（定義）</p> <p>（1）障がいのある人</p> <p>（2）社会的障壁</p> <p>（3）障がいを理由とする差別</p> <p>（4）不当な差別的取扱い</p> <p>（5）合理的配慮の提供</p> <p>（6）正当な理由</p> <p>（7）障がいの社会モデル</p> <p>（8）行政機関等</p> <p>（9）事業者</p> <p>（10）市民</p> <p>第 3 条（基本理念）</p> <p>第 4 条（市の責務）</p> <p>第 5 条（事業者の責務）</p> <p>第 6 条（市民の責務）</p> <p>第 7 条（障がい者計画との関係）</p>	<p>第 8 条（不当な差別的取扱いの禁止）</p> <p>第 9 条（合理的配慮の提供）</p> <p>第 10 条（環境の整備）</p> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th style="padding: 5px;"><b>第 3 章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制</b></th> </tr> <p>第 11 条（相談）</p> <p>第 12 条（あっせんの申立て）</p> <p>第 13 条（あっせん）</p> <p>第 14 条（勧告及び公表の措置）</p> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th style="padding: 5px;"><b>第 4 章 共生社会実現に向けた取組</b></th> </tr> <p>第 15 条（情報の収集、整理及び提供）</p> <p>第 16 条（相互理解の促進）</p> <p>第 17 条（教育）</p> <p>第 18 条（意思疎通）</p> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th style="padding: 5px;"><b>第 5 章 雑則</b></th> </tr> <p>第 19 条（委任）</p>	<b>第 3 章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制</b>	<b>第 4 章 共生社会実現に向けた取組</b>	<b>第 5 章 雑則</b>
<b>第 3 章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制</b>				
<b>第 4 章 共生社会実現に向けた取組</b>				
<b>第 5 章 雑則</b>				
<b>附則</b>				
<p>（施行期日） 令和 5 年 12 月 9 日施行。ただし、第 12 条から第 14 条までの規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行。</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>2 この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要に応じて所要の見直しを行う。</p> <p>（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されるまでの経過措置）</p> <p>3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）が施行されるまでの間における第 9 条第 2 項の規定の適用について、同項中「提供を行わなければならない」とあるのは「提供を行うよう努めなければならない」とする。</p>				